

国立大学法人三重大学職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本給（本給の調整額及び教職調整額を含む。）及び諸手当とする。

- 2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、本府省業務調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び本府省業務調整手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日（この項において、「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日、支給日が休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に定め労使協定が締結された事業場において、大学は給与の一部を控除して支払うことができる。

- 3 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(本給の決定)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表 (一) (別表第1)
- (2) 一般職本給表 (二) (別表第2)
- (3) 海事職本給表 (一) (別表第3)
- (4) 海事職本給表 (二) (別表第4)
- (5) 教育職本給表 (一) (別表第5)
- (6) 教育職本給表 (二) (別表第6)
- (7) 教育職本給表 (三) (別表第7)
- (8) 医療職本給表 (二) (別表第8)
- (9) 医療職本給表 (三) (別表第9)
- (10) 指定職本給表 (別表第10)

- 3 前項各号に掲げる本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 技能職員及び労務職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 船員（海事教員）
- (4) 第4号の適用を受ける者 船員（海事職員）
- (5) 第5号の適用を受ける者 大学教員（海事教員を除く。）及び教務職員
- (6) 第6号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員に限る。）
- (7) 第7号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員を除く。）
- (8) 第8号の適用を受ける者 医療職員（医療技術職員）
- (9) 第9号の適用を受ける者 医療職員（看護職員）
- (10) 指定職本給表 学長が別に定めるもの

- 4 前項第3号に掲げる者については、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
- 5 第2項第1号から第9号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
- 6 第2項第10号の本給表の適用を受ける職員の本給は、同表に掲げる本給のうち、その者の占める役職等に応じて別に定める号給の額とする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(降格)

第8条 就業規則第11条により降職したときは、下位の級に降格することができる。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 6 前各項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第10条及び第11条 削除

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）には支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれが退職し、又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 管理職手当の月額は、別に定める適用職種に応じた額とする。
- 3 前項に定める適用職種に該当する職員は、第21条から第22条までの規定は適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による月額には、労働基準法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第14条 地域手当は本学に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給、扶養手当、管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

第14条の2 職員が勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等において、当該異動につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離及び住居と勤務箇所との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該採用等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項に定めるもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であ

る職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し, かつ, 自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し, 又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって, 交通機関等を利用せず, かつ, 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当は, 次の各号に掲げる職員の区分に応じて, 当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては, 別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし, その額が55,000円を超えるときは, 55,000円を限度とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員にあっては, 次に掲げる職員の区分に応じて, それぞれ次に定める額とする。ただし, 平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り上げる。)が5日未満の職員にあっては, その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ハ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
ニ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員にあっては, 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が55,000円を超える時は55,000円を限度とする。)とする。

3 勤務箇所を異にする異動(人事交流による出向の場合を含む。)により, 通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち, 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で, 当該異動の直前の住居(異動の日以後に転居する場合には, 新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため, 新幹線鉄道等の特別急行列車, 高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し, その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は, 前項の規定にかかわらず, 別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは, 20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は, 交流職員等のうち, 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で, 当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため, 新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し, その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 前各項に定めるもののほか, 通勤手当の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務箇所を異にする異動(人事交流による出向の場合を含む。)に伴い, 住居を移転し, 父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により, 同居していた配偶者と別居することとなつた職員で, 当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち, 単身で生

活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 交流職員等が、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適當でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特地勤務手当）

第19条 生活の著しく不便な地に所在する生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所（以下「特地勤務箇所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第20条 職員が、特地勤務箇所に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合（移転前の住居から通勤することが容易の場合を除く。）、当該職員には、当該異動の日から3年以内の期間、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第21条 就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（週休日における勤務を含む。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて行った勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に前項の規定に定める割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 国立大学法人三重大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務1時間当たりの超過勤務手当は、第1項の規定にかかわらず、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 第1項第1号に規定する勤務 100分の100（7時間45分を超える勤務は100

分の125)

(2) 正規の勤務時間が割り振られていない日（勤務時間規程第10条及び第12条に規定する週休日を除く。）の勤務 100分の100（7時間45分を超える勤務は100分の125）

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 前3項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休日給）

第22条 国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第11条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務職員を含む。）には、正規の勤務時間中に勤務した全期間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務職員で休日が勤務時間規程第10条の規定に基づく週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等（直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等）に支給する。

2 前項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜勤手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額（教職調整額を除く。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を155（育児短時間勤務職員にあっては、155に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間数を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た数）で除して得た額とする。

（宿直手当）

第25条 勤務時間規程第20条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次の各号に定める区分により支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場、同附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所における宿直勤務
5,700円

(2) 医療職員の宿直勤務 6,100円

(3) 医師の宿直勤務 21,000円

2 前項の勤務は第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

（本給の調整額）

第26条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（初任給調整手当）

第27条 初任給調整手当は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員の職で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものには月額55,500円を、採用の日から35年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、別表第11に掲げる額とする。

- 3 幼稚園に勤務する附属学校教員にあっては、別表第11に掲げる額の2分の1の額とする。

- 4 第1項において、「附属学校教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

- 5 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

- 6 義務教育等教員特別手当は、第38条の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

- 7 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

(本府省業務調整手当)

第28条の2 本府省業務調整手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員が文部科学省関係機関職員研修において文部科学省での業務に従事する場合、当該職員に支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合(業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する通勤をいう。)による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。)は、その月の本府省業務調整手当は、支給しない。

- 2 前項の手当額は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。

(1) 一般職本給表(一)1級の適用を受ける職員 7,200円

(2) 一般職本給表(一)2級の適用を受ける職員 8,800円

(教職調整額)

第29条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 前項において、「附属学校教員」とは、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

- 3 教職調整額は、教育職本給表(二)、教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。

- 4 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額された場合においても減額されないものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(2)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(3)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の管理職手当の適用職種又は、指定職本給表適用職員にあっては職種に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)を基礎として、次表(1)に定める期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(4)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 期別支給割合

期別支給割合				
基準日	一般の職員	特定幹部職員	指定職本給表の適用を受ける職員	大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者
6月1日	100分の130	100分の110	100分の70	100分の82.5
12月1日	100分の130	100分の110	100分の70	100分の82.5

* 特定幹部職員は、(3)①及び②の適用を受ける職員をいう。

(2) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本 納 表	職 員	加 算 率
一般職 (一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職 (二)	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 海事職本給表適用者

本 納 表	職 員	加 算 率
海事職 (一)	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
海事職 (二)	5級・4級	100分の5

3) 教育職本給表適用者

本 納 表	職 員	加 算 率
教育職 (一)	5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては100分の20)
	4級及び3級の職員	100分の10 (4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級・1級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職 (二)	4級の職員	100分の15
	3級の職員	100分の10
教育職 (三)	2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5 (別に定める職員にあっては100分の10)

4) 医職本給表適用者

本 納 表	職 員	加 算 率
医療職(二)	6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(三)	6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

5) 指定職本給表適用者

本 納 表	職 員	加 算 率
指定職	指定職本給表の適用を受ける職員	100分の20

(3) 管理職の地位にある職員の本給月額の加算率

1) 一般職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
一般職（一）8級以上	事務局長	100分の25
一般職（一）7級以上	部長	100分の15

2) 教育職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
教育職（一）5級	医学系研究科長、 工学研究科長、 生物資源学研究科長、 副学長	100分の25
	人文学部長、教育学部長、 地域イノベーション学研究 科長、教養教育院長	100分の15

3) 医療職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
医療職（三）6級	看護部長	100分の10

4) 指定職本給表適用者

職 種	加 算 率
医学部附属病院長	100分の25

(4) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の 80
3箇月以上5箇月未満	100分の 60
3箇月未満	100分の 30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合
- (2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
- (3) 職員が基準日に出勤停止を命ぜられている場合
- (4) 第二号及び第三号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合

5 第3項及び第4項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項第2号の表に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項第3号の表に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第32条及び第33条 削除

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この項において「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が休職（前3項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、就業規則第15条第1項第3号から第6号まで、第8号又は第9号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第8号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項第7号に規定する期間については、給与を支給しない。

6 休職をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児休業等の給与)

第35条 育児休業規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続

き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が部分休業（育児休業規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 職員が育児短時間勤務をしている期間における次に掲げる給与の月額は、それぞれこの規程において定められた額、又はこの規程の定めるところにより算出した額（以下この条において「定められた額等」という。）に算出率を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給額は、定められた額等を用いて算定した額とする。

イ 本給

ロ 管理職手当

ハ 初任給調整手当

二 義務教育等教員特別手当

(6) 職員が育児短時間勤務をしている期間における地域手当の支給額は、前号の規定による給与の月額を用いて算定した額とする。

(7) 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業取得者の給与）

第36条 国立大学法人三重大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前各号に規定するもののほか、介護休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（満63歳に達した日後の大学教員の給与の特例）

第36条の2 大学教員が満63歳に達したときは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員の本給の月額は、本給に100分の73を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前項に該当する大学教員に係る地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、前項の規定による本給相当額を基礎として算定した額とする。

3 第1項に該当する大学教員の第30条第2項（1）の適用について、「特定幹部職員」の欄に該当する場合にあっては「大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者」の欄を適用するものとする。

（給与の減額）

第37条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第24条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額並びに地域手当及び広域異動手当に対する額を、次に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

4 給与の減額を行う給与期間にあっては、次の各号に該当する場合について、その給与期間の本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当の額を零とする。

(1) 休日のない給与期間にあって、欠勤、部分休業又は介護部分休業により勤務すべき全時間を勤務しなかった場合

(2) 本給から減額すべき金額が、その減額すべき給与期間における本給の額より大であるか、又はこれに等しい場合

- 5 前各項に規定するもののほか、給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。
(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算)

第39条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者（第35条第5号及び第6号の規定により給与の月額に変更を生じた育児短時間勤務職員を含む。）には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。
3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間規程第10条及び第12条の規定に基づく週休日（育児短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間を割り振られていない日数）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
5 前各項の規定は、第13条に規定する管理職手当、第14条に規定する地域手当及び第14条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第40条 第21条から第23条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第35条から第37条までに規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第41条 この規程により計算した確定金額に円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てるものとする。

(実施に關し必要な事項)

第42条 この規程の実施に關し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(本給表)
2 国立大学法人法附則第4条の規定により、職員となった者（以下「承継職員」という。）がこの規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、別に辞令を発せられない限り、行政職俸給表については一般職本給表、海事職俸給表については海事職本給表、教育職俸給表については教育職本給表、医療職俸給表については医療職本給表、指定職俸給表については指定職本給表とし、それぞれ適用する。
(本給月額)
3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けっていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けいた号給を受けるに至った時を基礎として本給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところに準じて、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第17条の7の適用を受けていた職員のうち、受給期間が3年を経過しない者については、第13条の規定にかかわらず3年を経過する日又は、平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、現に受ける支給割合に下表に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

3年を経過する日が平成17年3月31日までの者	100分の100
3年を経過する日が 平成17年4月1日以降の者	100分の100
平成17年4月1日以降	100分の80

(扶養手当等)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給用件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(休職者の給与)

- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の適用を受けていた職員の施行日における第34条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

(育児休業等の給与)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第37条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月9日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は学長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本

給表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、第1号及び次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（学長が別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

- (1) 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- (2) 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第10の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)

- 4 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における号給又は本給月額は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前4項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に99.1%（指定職本給表適用者にあっては98.94%，また、平成24年4月1日改正後新たに対象となった職員にあっては99.34%）の率を乗じて得た額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額の相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

(1) 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（この項各号列記以外の部分（以下「本項」という。）に規定する職員を除く。）について、本項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項の規定に準じて、本給を支給する。

(2) 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して本項及び前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項及び前項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給月額)

- 8 前項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条、第31条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成19年1月1日までの間の読替)

- 9 国立大学法人三重大学職員給与規程第9条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、同規程第9条第2項及び第3項に定める号給数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員にあっては昇給しない。

附則別表第1

職務の級の切替表

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	

	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第3項関係)

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である
職員以外の職員の号給の切替表

(1) 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7

	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月末満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月末満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月末満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月末満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月末満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月末満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月末満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月末満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月末満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		

		3月以上6月末満		78	62	82	70	66	62		
		6月以上9月末満		79	63	83	71	67	63		
		9月以上12月末満		80	63	84	72	68	64		
		12月以上		81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月末満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月末満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月末満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月末満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月末満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月末満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月末満			90	67	94	82				
	6月以上9月末満			91	68	95	83				
	9月以上12月末満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月末満			94	70	98	86				
	6月以上9月末満			95	71	99	87				
	9月以上12月末満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月末満			98	73	102					
	6月以上9月末満			99	74	103					
	9月以上12月末満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月末満			102	75	106					
	6月以上9月末満			103	76	107					
	9月以上12月末満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月末満			106	78						
	6月以上9月末満			107	79						
	9月以上12月末満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月末満			110	82						
	6月以上9月末満			111	83						
	9月以上12月末満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月末満			114							
	6月以上9月末満			115							
	9月以上12月末満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月末満			118							
	6月以上9月末満			119							
	9月以上12月末満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月末満			122							
	6月以上9月末満			123							
	9月以上12月末満			124							

	12月以上		125					
32	3月未満		125					
	3月以上6月未満		125					
	6月以上9月未満		125					
	9月以上12月未満		125					
	12月以上		125					

(2) 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20

	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66

	6月以上9月末満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月末満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月末満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月末満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月末満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月末満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月末満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月末満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月末満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月末満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月末満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月末満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月末満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月末満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月末満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月末満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月末満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月末満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月末満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月末満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月末満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月末満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月末満	105	105	87	113		
	3月以上6月末満	106	106	87	114		
	6月以上9月末満	107	107	88	115		
	9月以上12月末満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月末満	109	109	89	117		
	3月以上6月末満	110	110	90	118		
	6月以上9月末満	111	111	91	119		
	9月以上12月末満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月末満	113	113	93	121		
	3月以上6月末満	114	114	93	122		
	6月以上9月末満	115	115	94	123		
	9月以上12月末満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月末満	117	117	95	125		
	3月以上6月末満	118	118	95	126		
	6月以上9月末満	119	119	96	127		
	9月以上12月末満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月末満	121	121				
	3月以上6月末満	121	122				
	6月以上9月末満	121	123				
	9月以上12月末満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月末満		125				
	3月以上6月末満		126				
	6月以上9月末満		127				
	9月以上12月末満		128				
	12月以上		129				

(3) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1
	12月以上	13	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4
	12月以上	17	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8
	12月以上	21	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12
	12月以上	25	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16
	12月以上	29	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20
	12月以上	33	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24
	12月以上	37	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28
	12月以上	41	41	41	37	29

12	3月未満	41	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	32
	12月以上	45	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	36
	12月以上	49	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	40
	12月以上	53	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	44
	12月以上	57	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	48
	12月以上	61	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	52
	12月以上	65	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	56
	12月以上	69	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	69	65	57
	3月以上6月未満	69	69	70	66	58
	6月以上9月未満	69	69	71	67	59
	9月以上12月未満	69	69	72	68	60
	12月以上	69	69	73	69	61
20	3月未満			73	69	61
	3月以上6月未満			74	70	62
	6月以上9月未満			75	71	63
	9月以上12月未満			76	72	64
	12月以上			77	73	65
21	3月未満			77	73	65
	3月以上6月未満			78	74	66
	6月以上9月未満			79	75	67
	9月以上12月未満			80	76	68
	12月以上			81	77	69
22	3月未満			81	77	69
	3月以上6月未満			82	78	70
	6月以上9月未満			83	79	71
	9月以上12月未満			84	80	72
	12月以上			85	81	73
23	3月未満			85	81	73
	3月以上6月未満			86	82	73
	6月以上9月未満			87	83	73

	9月以上12月末満		88	84	73
	12月以上		89	85	73
24	3月未満		89	85	
	3月以上6月末満		90	86	
	6月以上9月末満		91	87	
	9月以上12月末満		92	88	
	12月以上		93	89	
25	3月未満		93	89	
	3月以上6月末満		94	89	
	6月以上9月末満		95	89	
	9月以上12月末満		96	89	
	12月以上		97	89	
26	3月未満		97		
	3月以上6月末満		98		
	6月以上9月末満		99		
	9月以上12月末満		100		
	12月以上		101		
27	3月未満		101		
	3月以上6月末満		101		
	6月以上9月末満		101		
	9月以上12月末満		101		
	12月以上		101		
28	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
29	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
30	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
31	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
32	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
33	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
34	3月未満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
35	3月未満				

	3月以上6月末満					
	6月以上9月末満					
	9月以上12月末満					
	12月以上					
36	3月未満					
	3月以上6月末満					
	6月以上9月末満					
	9月以上12月末満					
	12月以上					
37	3月未満					
	3月以上6月末満					
	6月以上9月末満					
	9月以上12月末満					
	12月以上					
38	3月未満					
	3月以上6月末満					
	6月以上9月末満					
	9月以上12月末満					
	12月以上					

(4) 海事職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	2	2	1	1
	6月以上9月末満	7	3	3	1	1
	9月以上12月末満	8	4	4	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1
	3月以上6月末満	10	6	6	2	1
	6月以上9月末満	11	7	7	3	1
	9月以上12月末満	12	8	8	4	1
	12月以上	13	9	9	5	1
5	3月未満	13	9	9	5	1
	3月以上6月末満	14	10	10	6	2
	6月以上9月末満	15	11	11	7	3
	9月以上12月末満	16	12	12	8	4
	12月以上	17	13	13	9	5
6	3月未満	17	13	13	9	5
	3月以上6月末満	18	14	14	10	6
	6月以上9月末満	19	15	15	11	7
	9月以上12月末満	20	16	16	12	8
	12月以上	21	17	17	13	9
7	3月未満	21	17	17	13	9
	3月以上6月末満	22	18	18	14	10
	6月以上9月末満	23	19	19	15	11
	9月以上12月末満	24	20	20	16	12
	12月以上	25	21	21	17	13
8	3月未満	25	21	21	17	13

	3月以上6月末満	26	22	22	18	14
	6月以上9月末満	27	23	23	19	15
	9月以上12月末満	28	24	24	20	16
	12月以上	29	25	25	21	17
9	3月未満	29	25	25	21	17
	3月以上6月末満	30	26	26	22	18
	6月以上9月末満	31	27	27	23	19
	9月以上12月末満	32	28	28	24	20
	12月以上	33	29	29	25	21
10	3月未満	33	29	29	25	21
	3月以上6月末満	34	30	30	26	22
	6月以上9月末満	35	31	31	27	23
	9月以上12月末満	36	32	32	28	24
	12月以上	37	33	33	29	25
11	3月未満	37	33	33	29	25
	3月以上6月末満	38	34	34	30	26
	6月以上9月末満	39	35	35	31	27
	9月以上12月末満	40	36	36	32	28
	12月以上	41	37	37	33	29
12	3月未満	41	37	37	33	29
	3月以上6月末満	42	38	38	34	30
	6月以上9月末満	43	39	39	35	31
	9月以上12月末満	44	40	40	36	32
	12月以上	45	41	41	37	33
13	3月未満	45	41	41	37	33
	3月以上6月末満	46	42	42	38	34
	6月以上9月末満	47	43	43	39	35
	9月以上12月末満	48	44	44	40	36
	12月以上	49	45	45	41	37
14	3月未満	49	45	45	41	37
	3月以上6月末満	50	46	46	42	38
	6月以上9月末満	51	47	47	43	39
	9月以上12月末満	52	48	48	44	40
	12月以上	53	49	49	45	41
15	3月未満	53	49	49	45	41
	3月以上6月末満	54	50	50	46	42
	6月以上9月末満	55	51	51	47	43
	9月以上12月末満	56	52	52	48	44
	12月以上	57	53	53	49	45
16	3月未満	57	53	53	49	45
	3月以上6月末満	58	54	54	50	46
	6月以上9月末満	59	55	55	51	47
	9月以上12月末満	60	56	56	52	48
	12月以上	61	57	57	53	49
17	3月未満	61	57	57	53	49
	3月以上6月末満	62	58	58	54	50
	6月以上9月末満	63	59	59	55	51
	9月以上12月末満	64	60	60	56	52
	12月以上	65	61	61	57	53
18	3月未満	65	61	61	57	53
	3月以上6月末満	66	62	62	58	54
	6月以上9月末満	67	63	63	59	55
	9月以上12月末満	68	64	64	60	56
	12月以上	69	65	65	61	57
19	3月未満	69	65	65	61	57
	3月以上6月末満	70	66	66	62	58
	6月以上9月末満	71	67	67	63	59
	9月以上12月末満	72	68	68	64	60

	12月以上	73	69	69	65	61
20	3月未満	73	69	69	65	61
	3月以上6月未満	74	70	70	66	62
	6月以上9月未満	75	71	71	67	63
	9月以上12月未満	76	72	72	68	64
	12月以上	77	73	73	69	65
21	3月未満	77	73	73	69	65
	3月以上6月未満	78	74	74	70	66
	6月以上9月未満	79	75	75	71	67
	9月以上12月未満	80	76	76	72	68
	12月以上	81	77	77	73	69
22	3月未満	81	77	77	73	69
	3月以上6月未満	82	78	78	74	70
	6月以上9月未満	83	79	79	75	71
	9月以上12月未満	84	80	80	76	72
	12月以上	85	81	81	77	73
23	3月未満	85	81	81	77	73
	3月以上6月未満	85	82	82	78	74
	6月以上9月未満	85	83	83	79	75
	9月以上12月未満	85	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77
24	3月未満		85	85	81	77
	3月以上6月未満		86	86	82	78
	6月以上9月未満		87	87	83	79
	9月以上12月未満		88	88	84	80
	12月以上		89	89	85	81
25	3月未満		89	89	85	81
	3月以上6月未満		90	90	86	82
	6月以上9月未満		91	91	87	83
	9月以上12月未満		92	92	88	84
	12月以上		93	93	89	85
26	3月未満		93	93	89	85
	3月以上6月未満		94	94	90	86
	6月以上9月未満		95	95	91	87
	9月以上12月未満		96	96	92	88
	12月以上		97	97	93	89
27	3月未満		97	97	93	89
	3月以上6月未満		98	98	94	89
	6月以上9月未満		99	99	95	89
	9月以上12月未満		100	100	96	89
	12月以上		101	101	97	89
28	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
29	3月未満		105	105	101	
	3月以上6月未満		105	106	102	
	6月以上9月未満		105	107	103	
	9月以上12月未満		105	108	104	
	12月以上		105	109	105	
30	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
31	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		

	6月以上9月末満		113		
	9月以上12月末満		113		
	12月以上		113		
32	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
33	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
34	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
35	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
36	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
37	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				
38	3月末満				
	3月以上6月末満				
	6月以上9月末満				
	9月以上12月末満				
	12月以上				

(5) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月末満			1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	1	1
	6月以上9月末満	7	7	7	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月末満	9	9	9	1	1

	3月以上6月末満	10	10	10	2	1
	6月以上9月末満	11	11	11	3	1
	9月以上12月末満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月末満	14	14	14	6	1
	6月以上9月末満	15	15	15	7	1
	9月以上12月末満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月末満	18	18	18	10	2
	6月以上9月末満	19	19	19	11	3
	9月以上12月末満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月末満	22	22	22	14	6
	6月以上9月末満	23	23	23	15	7
	9月以上12月末満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月末満	26	26	26	18	10
	6月以上9月末満	27	27	27	19	11
	9月以上12月末満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月末満	30	30	30	22	14
	6月以上9月末満	31	31	31	23	15
	9月以上12月末満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月末満	34	34	34	26	18
	6月以上9月末満	35	35	35	27	19
	9月以上12月末満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月末満	38	38	38	30	22
	6月以上9月末満	39	39	39	31	23
	9月以上12月末満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月末満	42	42	42	34	26
	6月以上9月末満	43	43	43	35	27
	9月以上12月末満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月末満	46	46	46	38	30
	6月以上9月末満	47	47	47	39	31
	9月以上12月末満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月末満	50	50	50	42	34
	6月以上9月末満	51	51	51	43	35
	9月以上12月末満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月末満	54	54	54	46	38
	6月以上9月末満	55	55	55	47	39
	9月以上12月末満	56	56	56	48	40

	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		

	6月以上9月末満	103	103	103		
	9月以上12月末満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月末満	105	105	105		
	3月以上6月末満	106	106	106		
	6月以上9月末満	107	107	107		
	9月以上12月末満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月末満	109	109			
	3月以上6月末満	110	110			
	6月以上9月末満	111	111			
	9月以上12月末満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月末満	113	113			
	3月以上6月末満	114	114			
	6月以上9月末満	115	115			
	9月以上12月末満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月末満	117	117			
	3月以上6月末満	118	118			
	6月以上9月末満	119	119			
	9月以上12月末満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月末満	121	121			
	3月以上6月末満	122	122			
	6月以上9月末満	123	123			
	9月以上12月末満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月末満	125	125			
	3月以上6月末満	126	126			
	6月以上9月末満	127	127			
	9月以上12月末満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月末満	129	129			
	3月以上6月末満	130	130			
	6月以上9月末満	131	131			
	9月以上12月末満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月末満	133				
	3月以上6月末満	134				
	6月以上9月末満	135				
	9月以上12月末満	136				
	12月以上	137				
36	3月末満	137				
	3月以上6月末満	138				
	6月以上9月末満	139				
	9月以上12月末満	140				
	12月以上	141				
37	3月末満	141				
	3月以上6月末満	142				
	6月以上9月末満	143				
	9月以上12月末満	144				
	12月以上	145				
38	3月末満	145				
	3月以上6月末満	146				
	6月以上9月末満	147				
	9月以上12月末満	148				
	12月以上	149				

(6) 教育職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	

	9月以上12月末満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月末満	90	90		
	6月以上9月末満	91	91		
	9月以上12月末満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月末満	94	94		
	6月以上9月末満	95	95		
	9月以上12月末満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月末満	98	98		
	6月以上9月末満	99	99		
	9月以上12月末満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月末満	102	102		
	6月以上9月末満	103	103		
	9月以上12月末満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月末満	106	106		
	6月以上9月末満	107	107		
	9月以上12月末満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月末満	110	110		
	6月以上9月末満	111	111		
	9月以上12月末満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月末満	114	114		
	6月以上9月末満	115	115		
	9月以上12月末満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月末満	118	118		
	6月以上9月末満	119	119		
	9月以上12月末満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月末満	122	122		
	6月以上9月末満	123	123		
	9月以上12月末満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月末満	126	126		
	6月以上9月末満	127	127		
	9月以上12月末満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月末満	130			
	6月以上9月末満	131			
	9月以上12月末満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			

	3月以上6月末満	134			
	6月以上9月末満	135			
	9月以上12月末満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月末満	138			
	6月以上9月末満	139			
	9月以上12月末満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月末満	142			
	6月以上9月末満	143			
	9月以上12月末満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月末満	146			
	6月以上9月末満	147			
	9月以上12月末満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月末満	150			
	6月以上9月末満	151			
	9月以上12月末満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月末満	153			
	6月以上9月末満	153			
	9月以上12月末満	153			
	12月以上	153			

(7) 教育職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月末満			1	1
	6月以上9月末満			1	1
	9月以上12月末満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	1	1
	6月以上9月末満	3	3	1	1
	9月以上12月末満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月末満	6	6	2	1
	6月以上9月末満	7	7	3	1
	9月以上12月末満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月末満	10	10	6	1
	6月以上9月末満	11	11	7	1
	9月以上12月末満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月末満	14	14	10	1
	6月以上9月末満	15	15	11	1
	9月以上12月末満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1

	3月以上6月末満	18	18	14	2
	6月以上9月末満	19	19	15	3
	9月以上12月末満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月末満	22	22	18	6
	6月以上9月末満	23	23	19	7
	9月以上12月末満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月末満	26	26	22	10
	6月以上9月末満	27	27	23	11
	9月以上12月末満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月末満	30	30	26	14
	6月以上9月末満	31	31	27	15
	9月以上12月末満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月末満	34	34	30	18
	6月以上9月末満	35	35	31	19
	9月以上12月末満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月末満	38	38	34	22
	6月以上9月末満	39	39	35	23
	9月以上12月末満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月末満	42	42	38	26
	6月以上9月末満	43	43	39	27
	9月以上12月末満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月末満	46	46	42	30
	6月以上9月末満	47	47	43	31
	9月以上12月末満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月末満	50	50	46	34
	6月以上9月末満	51	51	47	35
	9月以上12月末満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月末満	54	54	50	37
	6月以上9月末満	55	55	51	37
	9月以上12月末満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月末満	58	58	54	
	6月以上9月末満	59	59	55	
	9月以上12月末満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月末満	62	62	58	
	6月以上9月末満	63	63	59	
	9月以上12月末満	64	64	60	

	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		

	6月以上9月末満	111	111						
	9月以上12月末満	112	112						
	12月以上	113	113						
30	3月末満	113	113						
	3月以上6月末満	114	114						
	6月以上9月末満	115	115						
	9月以上12月末満	116	116						
	12月以上	117	117						
31	3月末満	117	117						
	3月以上6月末満	118	118						
	6月以上9月末満	119	119						
	9月以上12月末満	120	120						
	12月以上	121	121						
32	3月末満	121	121						
	3月以上6月末満	122	122						
	6月以上9月末満	123	123						
	9月以上12月末満	124	124						
	12月以上	125	125						
33	3月末満	125	125						
	3月以上6月末満	125	126						
	6月以上9月末満	125	127						
	9月以上12月末満	125	128						
	12月以上	125	129						
34	3月末満		129						
	3月以上6月末満		130						
	6月以上9月末満		131						
	9月以上12月末満		132						
	12月以上		133						
35	3月末満		133						
	3月以上6月末満		134						
	6月以上9月末満		135						
	9月以上12月末満		136						
	12月以上		137						
36	3月末満		137						
	3月以上6月末満		138						
	6月以上9月末満		139						
	9月以上12月末満		140						
	12月以上		141						

(8) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月末満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月末満	9	9	9	5	1	1	1	1

	3月以上6月末満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月末満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月末満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月末満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月末満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月末満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月末満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月末満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月末満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月末満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月末満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月末満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	56	56	56	52	48	44	40	36

	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				

	6月以上9月末満	103	103	99			
	9月以上12月末満	104	104	100			
	12月以上	105	105	101			
28	3月末満	105	105				
	3月以上6月末満	105	106				
	6月以上9月末満	105	107				
	9月以上12月末満	105	108				
	12月以上	105	109				
29	3月末満		109				
	3月以上6月末満		110				
	6月以上9月末満		111				
	9月以上12月末満		112				
	12月以上		113				
30	3月末満		113				
	3月以上6月末満		113				
	6月以上9月末満		113				
	9月以上12月末満		113				
	12月以上		113				

(9) 医療職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月末満			1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月末満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月末満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月末満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月末満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月末満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	26	26	26	22	18	14	10

	6月以上9月末満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月末満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月末満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月末満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月末満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月末満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月末満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月末満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月末満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月末満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月末満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月末満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月末満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月末満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月末満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月末満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月末満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月末満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月末満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月末満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月末満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月末満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月末満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月末満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月末満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月末満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月末満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57

20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月末満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月末満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月末満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月末満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月末満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月末満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月末満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月末満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月末満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月末満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月末満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月末満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月末満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月末満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月末満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月末満	94	94	94	90			
	6月以上9月末満	95	95	95	91			
	9月以上12月末満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月末満	98	98	98	94			
	6月以上9月末満	99	99	99	95			
	9月以上12月末満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月末満	102	102	102	98			
	6月以上9月末満	103	103	103	99			
	9月以上12月末満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月末満	106	106	106	102			
	6月以上9月末満	107	107	107	103			
	9月以上12月末満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月末満	110	110	110				
	6月以上9月末満	111	111	111				
	9月以上12月末満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月末満	114	114	114				
	6月以上9月末満	115	115	115				
	9月以上12月末満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月末満	118	118	118				
	6月以上9月末満	119	119	119				

	9月以上12月末満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月末満	122	122				
	6月以上9月末満	123	123				
	9月以上12月末満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未満	125	125				
	3月以上6月末満	126	126				
	6月以上9月末満	127	127				
	9月以上12月末満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月未満	129	129				
	3月以上6月末満	130	130				
	6月以上9月末満	131	131				
	9月以上12月末満	132	132				
	12月以上	133	133				
35	3月未満	133	133				
	3月以上6月末満	134	134				
	6月以上9月末満	135	135				
	9月以上12月末満	136	136				
	12月以上	137	137				
36	3月未満	137	137				
	3月以上6月末満	138	138				
	6月以上9月末満	139	139				
	9月以上12月末満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月末満	142	142				
	6月以上9月末満	143	143				
	9月以上12月末満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月末満	146	146				
	6月以上9月末満	147	147				
	9月以上12月末満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149					
	3月以上6月末満	150					
	6月以上9月末満	151					
	9月以上12月末満	152					
	12月以上	153					
40	3月未満	153					
	3月以上6月末満	154					
	6月以上9月末満	155					
	9月以上12月末満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月末満	158					
	6月以上9月末満	159					
	9月以上12月末満	160					
	12月以上	161					

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表(附則第3項関係)

(1) 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給	経過期間＼旧級	9級	10級
-----	---------	----	-----

1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3

	9月以上12月末満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月末満	26	6
	6月以上9月末満	27	7
	9月以上12月末満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月末満	30	10
	6月以上9月末満	31	11
	9月以上12月末満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月末満	34	13
	6月以上9月末満	35	13
	9月以上12月末満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4(附則第3項関係)

指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日までの間においては、第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(地域手当に関する特例)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の4.6」とする。
- 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の4.6」とする。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(本府省業務調整手当の平成21年度までの支給額)
- 第28条の2第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間においては次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。

- 一般職本給表1級の適用を受ける職員 1,800円
- 一般職本給表2級の適用を受ける職員 2,200円

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の規程第35号第3号中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間について、2分の1とする。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 55歳を超える職員の本給月額等の減額支給等については、平成30年3月31日までの間、次の各号に定める額を支給する。

(1) 55歳を超える職員（下表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が下表の職務の級欄に掲げる職務の級であるもの）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後で当該職員の本給月額から当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減じた額

(2) 前号の適用を受ける職員に対する地域手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）の支給に当たっては、その者の地域手当等の月額から、前号により減ずる額に相当する額に地域手当等の支給割合を乗じて得た額を減じた額

(3) 第1号の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与等の支給に当たっては、第1号及び前号に準じて得られた額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級から10級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（二）	6級
医療職本給表（三）	6級

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇により勤務しない職員にあっては、本給の半減までの期間を1年とする。

3 平成23年4月1において43歳に満たない職員（昭和43年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成22年1月1において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1における号給は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整）

2 平成24年4月1において30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以後に生まれた職員）にあっては、2号給）上位の号給とする。

3 平成25年4月1において31歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（昭和44年4月2日以降に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

（適用日前の異動者の号給等の調整）

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

- 3 平成27年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。

- 6 前三項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条及び第31条の規定の適用については、各条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前三項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

8 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)

9 施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

(給与の支給等の特例)

2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。施行日在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）を除き、平成28年4月1日から適用する。
(給与の支給等の特例)

2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 施行日から平成30年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1人につき10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円），同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等た

る要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員から一般職(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員以外の職員から一般職(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職(一)9級以上職員から一般職(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号

中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「一般職（一）8級職員等」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等が一般職（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」と、「が一般職（一）8級職員等」とあるのは「が一般職（一）8級以上職員等」とする。

附 則 (施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には

適用しない。

(給与の支給等の特例)

- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（昭和56年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成27年1月1日において第9条第2項の規定により昇給した職員その他該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、施行日在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、施行日在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、施行日在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の国立大学法人三重大学給与規程（以下、この項において「規程」という。）第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員については、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の規程第15条の規定にかかわらず、施行日の前日における住居手当の月額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該住居手当の額を超えない範囲内で学長が別に定める額。以下この項において同じ。）から2,000円を控除した額を支給する。

（1） 改正後の規程第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2） 施行日の前日における住居手当の月額から改正後の規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

別表第1
一般職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額	9級 本給月額	10級 本給月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			

一般職本給表(一)

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
124		303,900								
125		304,200								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

別表第2

一般職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100

一般職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		

一般職本給表(二)

級	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
号給					
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、守衛等の業務に従事する職員に適用する。

別表第3
海事職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500
2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700
3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800
4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200
5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100
6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200
7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200
8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000
9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800
10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600
11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600
12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300
13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000
14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700
15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500
16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200
17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000
18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000
19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000
20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000
21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500
22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400
23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200
24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200
25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700
26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200
27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900
28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600
29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600
30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200
31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700
32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300
33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800
34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100
35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400
36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600
37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800
38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800
39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800
40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800
41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200
42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800
43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500
44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200
49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500
50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200
51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900
52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600
53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200
54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900
55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200

海事職本給表(一)

級	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
号給					
57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400		
91			378,900		
92			379,400		
93			379,700		
94			380,100		
95			380,600		
96			381,000		
97			381,500		
98			381,800		
99			382,300		
100			382,700		
101			383,300		

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む船長、航海士、機関長等に適用する。

別表第4
海事職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1	150,000	194,200	228,400	261,700	293,400
2	151,000	196,400	230,100	263,100	294,700
3	152,200	198,600	231,600	264,600	296,100
4	153,200	200,800	232,900	266,300	297,500
5	154,200	202,900	234,100	267,700	298,700
6	155,500	204,700	235,700	269,600	300,000
7	156,800	206,600	237,400	271,300	301,200
8	158,100	208,500	238,900	272,800	302,500
9	159,200	210,200	240,400	273,900	303,800
10	160,700	211,800	241,900	275,700	305,000
11	162,300	213,400	243,700	277,400	306,100
12	163,800	215,000	245,400	279,100	307,300
13	165,100	216,500	247,000	280,400	308,000
14	166,600	218,100	248,800	281,900	309,000
15	168,100	219,500	250,600	283,400	309,800
16	169,700	220,900	252,300	284,900	310,700
17	171,100	222,000	253,700	286,300	311,600
18	172,800	223,300	255,600	287,700	312,500
19	174,500	224,700	257,500	288,900	313,300
20	176,200	226,000	259,100	290,300	314,000
21	177,800	226,900	260,600	291,600	314,900
22	179,800	228,200	262,000	292,900	315,400
23	181,700	229,600	263,500	294,400	316,500
24	183,600	231,000	265,200	295,800	317,500
25	185,300	232,300	266,800	296,800	318,200
26	186,900	233,600	268,600	298,100	318,800
27	188,700	235,000	270,300	299,300	319,500
28	190,500	236,400	271,900	300,500	320,200
29	192,000	237,400	273,100	301,700	321,000
30	194,100	238,900	274,900	302,700	321,800
31	196,200	240,300	276,400	303,700	322,400
32	198,300	241,600	278,000	304,800	322,900
33	200,100	242,600	279,400	306,000	323,800
34	202,000	243,500	280,800	306,600	324,500
35	203,900	244,200	282,300	307,600	325,200
36	205,800	245,300	283,700	308,600	325,800
37	207,500	246,000	284,900	309,600	326,200
38	209,100	247,300	286,200	310,500	327,100
39	210,600	248,400	287,400	311,200	328,000
40	212,200	249,600	288,500	312,300	328,900
41	213,600	250,400	290,100	313,100	329,500
42	215,100	251,700	291,300	313,700	330,400
43	216,700	252,900	292,600	314,500	331,200
44	218,300	254,400	293,900	315,300	332,000
45	219,700	255,300	295,400	316,200	332,700
46	220,900	256,700	296,400	316,900	333,500
47	222,100	258,000	297,700	317,500	334,200
48	223,400	259,200	299,000	318,000	335,000
49	224,800	260,000	300,000	318,700	335,500
50	226,000	261,300	301,100	319,500	336,000
51	226,900	262,700	301,800	320,300	336,600
52	228,000	264,000	303,100	321,000	337,100
53	229,300	264,900	304,300	321,500	337,400
54	230,600	266,300	305,200	322,300	337,800
55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400
56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000
57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300

海事職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900
59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500
60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100
61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300
62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700
63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000
64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500
65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700
66	243,600	279,800	315,900	328,200	343,100
67	244,400	280,800	316,700	328,800	343,500
68	245,300	281,600	317,600	329,400	343,900
69	246,000	282,500	318,400	329,800	344,400
70	246,600	283,200	319,100	330,200	344,800
71	247,300	284,000	319,600	330,600	345,200
72	248,100	284,700	320,300	331,000	345,700
73	248,900	285,400	320,500	331,200	346,300
74	249,600	286,100	321,000	331,400	346,800
75	250,100	286,700	321,400	331,600	347,300
76	250,500	287,300	321,700	331,800	347,700
77	250,800	287,800	322,200	332,200	348,000
78	251,100	288,400	322,500	332,400	348,400
79	251,600	289,000	323,100	332,700	348,800
80	252,300	289,500	323,700	333,000	349,200
81	252,600	290,000	324,300	333,300	349,600
82	252,900	290,600	324,700	333,700	349,900
83	253,100	291,000	325,000	334,000	350,300
84	253,500	291,500	325,300	334,400	350,700
85	253,800	291,900	325,500	334,700	351,100
86		292,200	325,800	335,000	351,500
87		292,500	326,000	335,400	351,900
88		292,800	326,300	335,800	352,300
89		293,000	326,600	336,000	352,700
90		293,200	326,900	336,300	
91		293,600	327,100	336,600	
92		293,900	327,400	337,000	
93		294,100	327,600	337,400	
94		294,500	327,800	337,600	
95		294,900	328,200	337,900	
96		295,300	328,600	338,200	
97		295,500	328,800	338,500	
98		295,700	329,100	338,800	
99		295,900	329,500	339,100	
100		296,200	329,900	339,400	
101		296,600	330,100	339,600	
102		296,900	330,300	339,900	
103		297,100	330,500	340,200	
104		297,300	330,700	340,500	
105		297,600	331,100	340,700	
106			331,300	341,100	
107			331,500	341,300	
108			331,800	341,500	
109			332,100	341,800	
110			332,400		
111			332,700		
112			333,000		
113			333,200		

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む職員(海事職本給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第5
教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200
49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800

教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600	423,800		
107	310,700	363,100	424,100		
108	311,000	363,600	424,400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311,700	364,500	425,000		
111	312,100	365,000	425,300		
112	312,500	365,400	425,600		
113	312,800	365,800	425,900		

教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
114	313,200	366,200	426,200		
115	313,500	366,700	426,500		
116	313,800	367,100	426,800		
117	314,000	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000	373,000			
131	318,400	373,500			
132	318,600	374,000			
133	318,800	374,500			
134	319,100	375,000			
135	319,500	375,500			
136	319,700	376,000			
137	319,900	376,500			
138	320,100	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	321,000	378,500			
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員に適用する。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。

別表第6
教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
1	160,000	204,000	331,100	416,900
2	161,500	205,700	333,300	418,700
3	163,000	207,300	335,400	420,500
4	164,500	209,000	337,400	422,200
5	166,100	210,800	339,600	423,700
6	168,000	212,400	341,500	425,200
7	169,800	214,100	343,700	427,100
8	171,600	215,700	345,800	429,000
9	173,300	217,500	347,500	430,800
10	175,400	219,400	349,600	432,600
11	177,400	221,300	351,700	434,500
12	179,400	223,200	353,800	436,300
13	181,300	224,700	355,900	438,000
14	183,500	226,700	357,900	439,900
15	185,700	228,700	359,900	441,700
16	187,900	230,700	361,900	443,600
17	190,100	232,500	363,500	445,300
18	192,700	235,200	365,400	447,100
19	195,200	237,900	367,200	448,900
20	197,700	240,600	369,200	450,700
21	200,200	243,200	370,800	452,300
22	201,900	246,000	372,700	454,000
23	203,600	248,600	374,500	455,900
24	205,300	251,300	376,400	457,600
25	206,800	253,800	377,700	459,300
26	208,300	256,200	379,500	460,900
27	210,000	258,700	381,300	462,500
28	211,600	261,000	383,200	464,000
29	213,100	263,600	385,000	465,500
30	214,800	266,000	386,900	466,800
31	216,500	268,200	388,800	468,100
32	218,200	270,400	390,800	469,400
33	219,600	272,500	392,500	470,600
34	221,400	274,700	394,200	471,300
35	223,200	276,900	395,800	472,000
36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	400,300	
39	230,100	284,900	401,700	
40	231,900	286,900	403,100	
41	233,600	288,600	404,800	
42	235,300	290,900	406,200	
43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000	
45	239,900	297,700	410,600	
46	241,200	300,100	411,900	
47	242,500	302,300	413,400	
48	243,700	304,900	415,000	
49	245,100	307,200	416,700	
50	246,600	309,600	418,100	
51	247,800	311,900	419,700	
52	249,300	314,100	421,200	
53	250,400	316,300	422,900	
54	251,600	318,300	424,400	
55	253,000	320,300	426,000	
56	254,000	322,300	427,600	

教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
57	255,300	324,200	429,100	
58	256,300	326,300	430,600	
59	257,400	328,400	431,800	
60	258,600	330,400	433,000	
61	259,900	332,500	434,200	
62	260,900	334,600	435,500	
63	262,300	336,800	436,800	
64	263,400	339,000	438,000	
65	264,700	340,700	439,200	
66	266,100	342,900	440,400	
67	267,500	344,900	441,600	
68	269,100	347,100	442,800	
69	270,500	348,900	444,000	
70	271,800	350,800	445,200	
71	273,100	352,800	446,400	
72	274,400	354,800	447,600	
73	275,500	356,400	448,700	
74	276,700	358,300	449,300	
75	278,000	360,100	449,800	
76	279,000	362,000	450,300	
77	280,200	363,800	450,800	
78	281,400	365,500		
79	282,600	367,200		
80	283,800	368,800		
81	284,900	370,300		
82	286,100	371,800		
83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700		
85	289,500	375,800		
86	290,600	377,200		
87	291,600	378,600		
88	292,800	379,900		
89	293,900	381,200		
90	295,000	382,500		
91	296,200	383,700		
92	297,400	385,000		
93	297,900	386,300		
94	298,900	387,400		
95	300,000	388,700		
96	301,200	389,900		
97	302,200	391,300		
98	303,300	392,300		
99	304,300	393,400		
100	305,400	394,400		
101	306,300	395,300		
102	307,400	396,300		
103	308,500	397,400		
104	309,500	398,500		
105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		

教育職本給表(二)

級	1級 号給	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			

備考(一) この表は、附属特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第7
教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
1	160,000	175,800	293,000	406,700
2	161,500	177,900	295,600	408,200
3	163,000	180,000	298,500	409,700
4	164,500	182,200	300,900	411,200
5	166,100	184,200	303,400	412,600
6	168,000	186,400	305,700	414,000
7	169,800	188,600	308,000	415,500
8	171,600	190,800	310,400	417,100
9	173,300	193,000	312,800	418,500
10	175,400	195,800	315,200	419,900
11	177,400	198,500	317,900	421,300
12	179,400	201,200	320,800	422,600
13	181,300	204,000	323,200	423,900
14	183,500	205,700	325,100	425,300
15	185,700	207,300	327,000	426,700
16	187,900	209,000	329,100	428,100
17	190,100	210,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	333,300	430,600
19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	

教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	
59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	
61	259,400	307,200	401,200	
62	260,200	309,600	402,200	
63	261,400	311,900	403,600	
64	262,300	314,100	404,900	
65	263,300	316,300	406,100	
66	264,700	318,300	407,200	
67	265,800	320,300	408,400	
68	267,100	322,300	409,500	
69	268,700	324,200	410,500	
70	270,200	326,300	411,700	
71	271,500	328,400	412,900	
72	272,900	330,400	414,100	
73	273,900	332,500	414,700	
74	274,900	334,600	415,500	
75	276,100	336,800	416,200	
76	277,100	339,000	416,700	
77	278,300	340,700	417,000	
78	279,400	342,600	417,400	
79	280,600	344,300	417,800	
80	281,800	346,100	418,200	
81	283,000	347,900	418,500	
82	283,900	349,700	418,900	
83	285,100	351,100	419,300	
84	286,300	352,900	419,600	
85	287,200	354,100	419,900	
86	288,100	355,700	420,300	
87	288,800	357,200	420,700	
88	289,800	358,700	421,000	
89	290,800	360,000	421,300	
90	291,700	361,300	421,600	
91	292,600	362,700	421,900	
92	293,400	364,100	422,100	
93	293,700	365,600	422,300	
94	294,400	366,900		
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		

教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		

備考 (一) この表は、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第8
医療職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700

医療職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等に適用する。

別表第9
医療職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100

医療職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		

医療職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第10

指定職本給表

号給	本給月額
1	516,000
2	574,000
3	635,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000
7	895,000
8	965,000
9	1,035,000

備考 この表は、別に定める者について適用する。

別表第11
イ 教育職本給表(二)

職務の級号	1級	2級	3級	4級
1				
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3				
4				
5				
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7				
8				
9				
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11				
12				
13				
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15				
16				
17				
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19				
20				
21				
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23				
24				
25				
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27				
28				
29				
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31				
32				
33				
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35				
36				
37				20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39				
40				
41				
42	7,700	10,500	16,700	
43				
44				

45			
46	8,000	10,900	17,100
47			
48			
49			
50	8,300	11,300	17,400
51			
52			
53			
54	8,600	12,100	17,700
55			
56			
57			
58	8,800	12,500	18,000
59			
60			
61			
62	9,100	12,900	18,300
63			
64			
65			
66	9,400	13,300	18,500
67			
68			
69			
70	9,700	13,700	18,700
71			
72			
73			
74	9,900	14,000	18,900
75			
76			
77			19,100
78	10,200	14,400	
79			
80			
81			
82	10,400	14,700	
83			
84			
85			
86	10,600	15,000	
87			
88			
89			
90	10,800	15,400	
91			
92			

93		
94	11,000	15,700
95		
96		
97		
98	11,200	16,000
99		
100		
101		
102	11,400	16,300
103		
104		
105		
106	11,500	16,500
107		
108		
109		
110	11,600	16,800
111		
112		
113		
114	11,700	17,000
115		
116		
117		
118	11,900	17,200
119		
120		
121		
122	12,000	17,400
123		
124		
125		
126	12,100	17,600
127		
128		
129		
130	12,300	17,700
131		
132		
133		
134	12,400	17,800
135		
136		
137		
138	12,500	17,900
139		
140		

141				
142	12,600			
143				
144				
145		18,000		
146	12,800			
147				
148				
149				
150	12,900			
151				
152				
153	13,000			

口 教育職本給表(三)

職務の級号	1級	2級	3級	4級
1				
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3				
4				
5				
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7				
8				
9				
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11				
12				
13				
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15				
16				
17				
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19				
20				
21				
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23				
24				
25				
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27				
28				
29				
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31				
32				

33				
34	7, 100	7, 900	14, 400	19, 900
35				
36				
37				20, 200
38	7, 400	8, 300	14, 800	
39				
40				
41				
42	7, 700	8, 900	15, 100	
43				
44				
45				
46	8, 000	9, 300	15, 500	
47				
48				
49				
50	8, 300	9, 700	15, 900	
51				
52				
53				
54	8, 600	10, 500	16, 300	
55				
56				
57				
58	8, 800	10, 900	16, 700	
59				
60				
61				
62	9, 100	11, 300	17, 100	
63				
64				
65				
66	9, 400	12, 100	17, 400	
67				
68				
69				
70	9, 700	12, 500	17, 700	
71				
72				
73				
74	9, 900	12, 900	18, 000	
75				
76				
77				
78	10, 200	13, 300	18, 300	
79				
80				

81			
82	10,400	13,700	18,500
83			
84			
85			
86	10,600	14,000	18,700
87			
88			
89			
90	10,800	14,400	18,900
91			
92			
93			19,100
94	11,000	14,700	
95			
96			
97			
98	11,200	15,000	
99			
100			
101			
102	11,400	15,400	
103			
104			
105			
106	11,500	15,700	
107			
108			
109			
110	11,600	16,000	
111			
112			
113			
114	11,700	16,300	
115			
116			
117			
118	11,900	16,500	
119			
120			
121			
122	12,000	16,800	
123			
124			
125	12,100		
126			
127			
128		17,000	

129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
	17,200
	17,400
	17,600
	17,700
	17,800
	17,900
	18,000